○道路の区域変更 (二件)

次

目

告 示

○指定代理納付者の指定

○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 ○農用地利用配分計画の認可

○土地区画整理組合の理事についての届出

教育委員会

○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

選挙管理委員会

宮

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和二年分) (平成三十一年分 (令和元年分))

〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和三年分)

○資金管理団体の届出

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○資金管理団体の指定取消しの届出

告

(1)

示

行

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

務 課

税

同

(農業振興課)

(水産業振興課)

道

路

課

(都市計画課)

ページ 二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類 寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

 \equiv

指定期間

令和三年五月十二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城

令和三年五月二十一日

寄附金の収納事務を令和三年五月十二日次のとおり委託した。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

 \equiv

東京都港区三田一丁目四番一号

株式会社ジャパネットサービスイノベーション

二 委託期間

三

兀

令和三年五月十二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

令和三年五月二十一日

農用地利用配分計画を次のとおり認可した

五 五 四 四

農用地利用配分計画の概要

宮城県知事

村

井

嘉

浩

別冊のとおり

六 六 六

認可年月日

令和三年五月二十一

日

○宮城県告示第四百二十二号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、 指定代理納

付者を次のとおり指定した。

令和三年五月二十一日

呂城県知事 村

指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

SBペイメントサービス株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番二号 長崎県佐世保市日宇町二七八一番地

株式会社ジャパネットたかた

井

嘉 浩

 \equiv

路

線

名

石巻鹿島台色麻線

道路の区域

道路の種類

○宮城県告示第四百二十五号

した結果、志津川町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査

宮城県知事 村 井

浩

○宮城県告示第四百二十六号

令和三年五月二十一日

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和三年五月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土

令和三年五月二十一日

村 井 嘉

浩

宮城県知事

同郡同町二郷字南八丁一番四地先まで 遠田郡美里町二郷字安埣五八七番地先から 変 更 0) 区 間 前変 更の 後 前 一二、六~五、九 敷 地 0) ト ル)員 敷 一、三九九・四 一、三九九・四 ートル)

○宮城県告示第四百二十七号

変更したので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和三年五月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼

令和三年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類

線 名 清水浜志津川港線

道路の区域

○宮城県告示第四百二十八号

合からその理事について、次のとおり届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、 土地区画整理組

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和三年五月二十一日

組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

 $\stackrel{-}{\sim}$ 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

 \equiv 届出の内容 理事に就任した者

名 住

所

部 栄 名取市増田二丁目一番八十五号

司 澤 高 文 明 豊 名取市飯野坂六丁目一番二十一号 名取市飯野坂一丁目七番四十二号

原 英 幸 名取市飯野坂二丁目二番四十七号

澤 捷 偉 名取市飯野坂六丁目六番九号

佐々木 澤 範 良 明 朋 名取市飯野坂六丁目二番十一号 名取市飯野坂六丁目六番三十三号

相 中 相 庄 中

澤 治 名取市飯野坂四丁目八番四十一号

相 相

彦

名取市飯野坂四丁目八番三十七号

教 育 委 員 会

	まで 同郡同町志津川字平磯一四九番三地先	から本吉郡南三陸町志津川字平磯無番地先		変更の区間								
B &	養 A	育 B	ή A	前変 更の								
一六・五〜		一六・五~八	六・○~八	(メートル)敷 地の 幅 員								
ホ・0111		1110・4	110.0	(メートル)敷 地の延長								
	・											

報

第206号 令和三年五月二十一日

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

宮

城 県

教 育

委

員

会

〇宮城県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

0) 一部を次のように改正する。 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則 (平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号)

号中「、前回」を「及び前回」に改める。 れた有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書」を加え、同条第四項第一号及び第七条第二項第一 許状を有する場合に限る。第四項及び次条において同じ。)及び前回の有効期間の更新の際に発行さ に関する証明書をいう。以下同じ。)」の下に「に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免 「有効期間延長証明書(施行規則第六十一条の十」を「有効期間延長証明書(同条」に改め、「延長 第六条第二項第一号中「、前回」を「(初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で前回」に、

第八条第二項第一号を次のように改める。

関する証明書(以下「更新講習修了確認等証明書」という。)に記載されている普通免許状又は 特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。)及び更新講習修了確認等証明書 定する確認、同条第四項に規定する修了確認期限の延期又は同条第五項括弧書に規定する認定に 令附則第十五条の規定により発行された更新講習修了確認、改正法附則第二条第三項第三号に規 免許状の写し又は免許状授与証明書(初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で改正省

則

この規則は、 公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

体の届出があった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団 宮城県選挙管理委員会

令和三年五月二十一日

員 皆 Ш 章 太 郎

渡辺しげみつ後援会

H

下

清

所の所在地

二七二二三三世 三理郡三理町志

田字小橋一旦理郡亘理

四町

十二月二十二日

山田しろう後援会

佐々木昌之

の代

氏表

名者

佐々木昌之

宫城未来政策研究会

阿部

康志

の 氏 名計責任者

遠藤

拓弥

阿部

布田一民後援会

武蔵谷

博

の代

氏表

名者

武蔵谷

博

星

菊地たかよし後援会

針生

憲一

の代

氏表

名者

針生

憲一

菊地たかよし後援会

菊地

崇良

の代

氏表

名者

菊地

伊藤ゆうこ後援会

高田

孝二

所の所在地

狼塚字大堤東二加美郡加美町上

令和二

三年

の 会計責任者 名

野村

和雅

他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体

国会議員関係政 治団体以外の政治団体

(3)

阿部まさはる後援会 政治団体の名称 須田 の代 氏表 祥蔵 名者 の 氏 名計責任者 柳田 貴之 石巻市渡波字祝田の壱一一-三

主たる事務所の所在地

届出年月日

令和二年 六月十六日

令和二年 日十四日

英二 正人 二九 仙台市青葉区荒巻本沢三-二〇-仙台市若林区伊在一-一二-二七 令和三年 四月八日 令和三年 四月七日

○宮選管告示第五十八号

東北未来フォーラム

磐下

磐下

菊地崇良政策ラボ

菊地

崇良

菊地

雨森修一後援会

遠藤

茂

雨森

礼子

多賀城市中央二一九一五

の届出事項を異動した旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、 次のとおり政治団

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委 員 長

皆

Ш

章

太

郎

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 の代 氏表 名者 異 動 事 項

新

旧

異動年月日

斎藤 祐馬 名者

る会 明日の緒絶川を考え

の代 氏表 斎藤

祐馬

伊

藤

岳大

令和

四月二十日

二 – 一一六 加美郡加美町上 崇良 針 生 憲一 平成二十九年

菊地 崇良 令和三年 一月一日

克巳 令和三年 四月一日

令和三年 四月一日

佐々木常夫 令和三年 四月一7

日

第206号	令	和	3 年	5月	21	H	金曜	昌日		宮		城		県		公		報											(4)
2 支出総額 あめもり修一後援会	1 収入総額	報告年月日 2.6.16(2.3.31解散)	阿部まさはる後接会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)			令和三年五月二十一日	り公表する。	成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)	○宮選管告示第六十号	渡辺あつし里海会後援会	150万仙台プロジェクト	日野しゅういつ後援会	岡崎たかし後援会	あめもり修一後援会	阿部まさはる後援会	政治団体の名称	その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)			令和三年五月二十一日	団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一	○宮選管告示第五十九号	の 氏 名 菊池	<i>0.</i> 氏	代表者日
					の要旨 (単位:	委員長	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、			星光二	庄子三奈子	日野 秀逸	佐藤 能文	遠藤 茂	須田 祥蔵	代表者の氏名	治団体)	委員長	宮城県選挙管理委員会)第十七条第一		池秀治		日下 清一
0	0				当)	皆川	华委員会				第十七条第一項の規定により、								名		皆川	生委員会			項の規定により、		渡邉 美和		渡邉 重益
						章太郎				その要旨を次のとお	り、政治団体から平		令和三年三月三十一日	令和二年十二月三十一日	令和三年三月三十日	令和三年四月三十日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	解散年月日		章太郎				り、次のとおり政治				
3 資産等の内訳 〔借入金〕	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 3.4.19 (2.12.31解散)	150万仙台プロジェクト	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.4.30 (3.4.30解散)	岡崎たかし後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 2.6.17 (2.3.31解散)	あめもり修一後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 2.6.16(2.3.31解散)	阿部まさはる後接会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		宮城	令和三年五月二十一日	の要旨を次のとおり公表する。	成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	○宮選管告示第六十一号	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 2.6.17 (2.3.31解散)
	0	411,662	411,662			0	0			0	0			0	0				旨 (単位:円)	委員長 皆 川 章太郎	宮城県選挙管理委員会			ので、同法第二十条第一項の規定により、そ	十七条第一項の規定により、政治団体から平		0	0	

(5)	5) 令和3年5月21日 金曜日								宮城				県	県 公			報								角	第200	5号			
150万仙台プロジェクト	2 支出絵額	1 収入総額	報告年月日 3.3.31 (3.3.30解散)	日野しゅういつ後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.4.30 (3.4.30解散)	岡崎たかし後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 2.6.17 (2.3.31解散)	あめもり修一後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 2.6.16 (2.3.31解散)	阿部まさはる後接会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		宮城県	令和三年五月二十一日	公表する。	和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令	○宮選管告示第六十二号	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.4.19 (3.3.31解散)	渡辺あつし里海会後援会	林宙紀
	0	0			0	0			0	0			0	0				(単位:円)	委員長 皆 川 章太郎	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり	七条第一項の規定により、政治団体から令		0	0			3,000,000
2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.3.31(3.3.30解散)	日野しゅういつ後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.4.30 (3.4.30解散)	岡崎たかし後接会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)			令和三年五月二十一日	公表する。	和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号	○宮選管告示第六十三号	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 3.4.19 (3.3.31解散)	渡辺あつし里海会後接会	林宙剎	[借入金]	4 資産等の内訳	その他の経費	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 3.4.19 (2.12.31解散)
0	0			0	0				の要旨(単位:円)	委員長 皆 川 章太郎	宮城県選挙管理委員会			十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令		0	0			2,588,338			411,662	411,662		411,662	411,662	411,662	

法第十九条第三項第一号による届出

をした者の氏名

資

金 管 理 团 体

0)

名

称

報告年月日 3.4.19 (3.3.31解散) 渡辺あつし里海会後援会 収入総額

○宮選管告示第六十四号

2

支出総額

0 0

管理団体の届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 皆 Ш 章 太

郎

主たる事務所の所在地 指定年月日

報

公職の種類

名 管理団体の

菊地

崇良

仙台市議会議員

菊地

崇良

○宮選管告示第六十五号

仙台市議会議員 菊地崇良政策ラボ 会 対地たかよし後援 七 一十二十二 令和三年

七 仙台市若林区伊在一 – 一二 – 二

平成二十九年

り資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとお

令和三年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員 皆 Ш 章 太

郎

取 消 年 月 H

令和二年十二月三十一日

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう 令和三年五月二十一日

に改正する。

○宮選管告示第六十六号

崇良

菊地たかよし後援会

宮城県選挙管理委員会

ター、東松島市コミュニティセンター、 生活センター、東松島市小分木生活センター、東松島市大島生活センター、東松島市裏沢生活セン 東松島市立沼生活センター、東松島市上小松生活センター、 東松島市大塩中区集会所、東松島市農村創作活動センター、 東松島市手招集会所、 東松島市五味倉

委 員

長

皆

Ш

章 太 郎

東市民センターの項の次に次のように加える 東松島市農業構造改善センター、 東松島市大塚地区コミュニティセンターの項を削り、東松島市矢本

東松島市大塩地区体育館

東松島市大曲地区体育館

同 市小松字下浮足一一二番地

同 市大塩字中沢二六番地一

同 市野蒜字亀岡六二番地一

奥松島運動公園体育館